

11安(原規)第44号

平成11年4月20日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



株式会社東芝 原子力技術研究所の原子炉（臨界実験装置）の設置変更
〔放射性廃棄物の廃棄施設の変更〕について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、株式会社 東芝 取締役社長 西室 泰三から平成11年3月9日付け東総第10-4号をもって別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、廃水貯槽以外の液体廃棄物の廃棄設備の更新及び固体廃棄物の保管廃棄施設の保管廃棄能力を増やすため、廃棄物保管棟を設置し、既設の廃棄物処理建屋での保管廃棄を廃止するものであることから、これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、廃水貯槽以外の液体廃棄物の廃棄設備の更新及び固体廃棄物の保管廃棄施設の保管廃棄能力を増やすため、廃棄物保管棟を設置し、既設の廃棄物処理建屋での保管廃棄を廃止するものであることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金により調達する計画になっており、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。